

岩手大学安全保障輸出管理規則

令和 5 年 6 月 9 日 全部改正

(目的)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学が行うすべての貨物の輸出及び技術の提供に関する業務に適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及び同法に基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。
- 二 職員等 本学の役員及び職員並びに本学に雇用されるすべての者をいう。
- 三 学生等 学生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生を含む。）並びに研修員及び受託研究員その他本学において研究を行うすべての者（職員等を除く。）をいう。
- 四 居住者 「外国為替法令の解釈及び運用について」（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5及び6に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- 五 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- 六 特定類型該当者 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）」1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- 七 貨物 外為法第6条第1項第15号に掲げるものをいう。
- 八 技術 貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報をいう。
- 九 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- 十 技術の提供 次に掲げる行為をいう。
 - ア 外国における技術の提供又は外国に向けて技術の提供を行うこと。
 - イ 非居住者又は特定類型該当者へ技術の提供を行うこと。
 - ウ 非居住者又は特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者へ技術の提供を行うこと。

- 十一 取引 貨物の輸出又は技術の提供をいう。
- 十二 リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項に該当する貨物をいう。
- 十三 リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに該当する技術をいう。
- 十四 キャッチオール規制 輸出令別表第1の16の項に該当する貨物及び外為令別表の16の項に該当する技術が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- 十五 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- 十六 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く)をいう。
- 十七 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- 十八 該非判定 輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、リスト規制貨物又はリスト規制技術に該当するか否かを判定することをいう。
- 十九 取引審査 該非判定の内容のほか、用途及び需要者等(技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。)を確認し、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることのないよう、取引について外為法等並びにこの規則及びこの規則に基づく定めを遵守する。
- 二 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実現するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を整備し、その充実を図る。

(輸出管理最高責任者)

第5条 前条の基本方針に基づき、本学における輸出管理に係る重要事項の最終決定を行うため、輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者の下で、本学における輸出管理に係る業務を掌理するため輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、研究を担当する理事又は副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 この規則の改廃案の作成に関する業務
- 二 この規則に基づく運用手続き等の策定及び改廃に関する業務
- 三 特定類型該当者の把握に関する業務
- 四 該非判定及び取引審査の最終的な判断に関する業務
- 五 輸出管理の徹底事項の指示、連絡、要請等に関する業務

- 六 輸出管理業務の監査及び記録保存に関する業務
- 七 職員等への輸出管理教育の計画に関する業務
- 八 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務
- 九 その他輸出管理の統括に関する業務

(輸出管理責任者)

第7条 本学に、統括責任者の下で輸出管理に係る業務を適切に実施するため輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、研究・地域連携部長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、統括責任者の指示の下で、輸出管理に関する次に各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 統括責任者の指示、連絡、要請等の周知に関する業務
 - 二 輸出管理手続きに関する業務
 - 三 職員等への輸出管理教育の実施に関する業務
 - 四 輸出管理に係る職員等からの相談に関する業務
 - 五 該非判定及び取引審査に関する業務
- 3 管理責任者は、前項の管理責任者の業務を補佐するために輸出管理マネージャーを任命することができる。

(事前チェック)

第8条 職員等は、取引を行おうとする場合は、安全保障輸出管理事前チェックリスト(別に定める様式。以下「事前チェックリスト」という。)を管理責任者に提出し、取引審査の手続きの要否について、確認を得なければならない。

- 2 管理責任者は、前項により提出された事前チェックリストに基づき、取引審査の手続きの要否を確認し、その結果を、当該事前チェックリストを提出した職員等に通知しなければならない。
- 3 前項により取引審査の手続きが不要と通知された場合、職員等は取引を行うことができる。
- 4 第2項により取引審査の手続きが必要と通知された場合、取引を行おうとする職員等は、取引審査申請書(別に定める様式。「申請書」という。)を作成し、該非判定を行った上で、管理責任者に提出し、外為法に基づく経済産業大臣の許可の要否について、確認を得なければならない。

(該非判定及び取引審査)

第9条 前条第4項に定める該非判定は、以下の通り行わなければならない。

- 一 本学で研究又は開発した貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制貨物又はリスト規制技術に該当するかを該非判定する。
- 二 学外から入手した貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする職員等は、入手先から該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続きにより該非判定できる場合には、入手先からの該非判

定書等の入手を省略することができる。

2 管理責任者は、前条第4項により提出された申請書に基づき取引審査を行い、外為法等に基づく経済産業大臣の許可の要否を確認し、当該申請書を提出した職員等に通知しなければならない。

3 管理責任者は、前項に定める取引審査を行う場合、当該貨物又は技術の用途並びに相手先及び当該貨物又は技術を利用する者（以下「需要者」という。）が次の各号に掲げる事項に該当するか否かを確認しなければならない。

一 用途確認事項

ア 当該取引に係る貨物又は技術が大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあること。

二 需要者等確認事項

ア 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。

イ 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行うこと又は行ったことが入手した資料等に記載されていること又はその情報があること。

ウ 米国商務省産業安全保障局（B I S）が輸出管理規則（E A R）において定める米国再輸出規制に関連するリスト（Denied Persons List, Unverified List 又は Entity List）に記載されていること。

4 前項に定める取引審査において、職員等が行おうとする取引が次の各号のいずれかに該当する場合、管理責任者は、統括責任者へ報告することとし、当該取引審査は統括責任者の判断によるものとする。

一 リスト規制貨物又はリスト規制技術に該当する場合

二 用途が前項第1号のアに該当する場合

三 需要者が前項第2号のア、イ又はウに該当する場合

四 輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム）を受けた場合

五 第1号から第3号までに該当するか否かについて不明又は疑義がある場合

5 管理責任者は、職員等が行おうとする取引が前項各号に該当しない場合、外為法等に基づく経済産業大臣の許可は不要とし、その結果を当該職員等へ通知する。

6 前項により外為法等に基づく経済産業大臣の許可は不要と通知された場合、職員等は取引を行うことができる。

7 第4項による報告があった場合、統括責任者は、取引審査の最終判断を行い、その結果を、管理責任者を通じて申請書を提出した職員等に通知しなければならない。

（外為法等に基づく許可の申請）

第10条 統括責任者は、前条第7項により外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要と通知した場合、学長名により所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 前条第7項により外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要と通知された職員等は、経済

産業大臣の許可を得ない限り当該取引を行ってはならない。

- 3 第1項による許可申請について経済産業大臣から回答を受領した場合、統括責任者は、管理責任者を通じて取引を行おうとする職員等に速やかにその内容を通知しなければならない。

(契約者等への明示)

第11条 取引を行う場合、原則として契約書等の書面による約定の取り交わしを行わなければならない。ただし、当該取引が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 第8条第2項により取引審査の手続きが不要と通知された場合
 - 二 第9条第5項により外為法等に基づく経済産業大臣の許可が不要と通知された場合
- 2 前項に規定する契約書等には、次の各号に掲げる事項を明記することを基本とする。
 - 一 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を要する取引については、許可を取得するまでは契約の効力は発生せず、また許可を取得できないものは、契約の対象から除くこと。
 - 二 許可の条件を遵守すること。
 - 三 大量破壊兵器等の開発等に転用しないこと。
 - 四 大量破壊兵器等の開発等を行う疑いがある者に再輸出等しないこと。

(輸出する貨物の管理)

第12条 貨物を輸出しようとする職員等は、当該貨物が第8条第1項による事前チェックリスト及び同条第4項による申請書及び第10条第1項による所定の申請書および添付書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

- 2 職員等は、前項に規定する確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 職員等は、通関時において事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続きを取りやめ、統括責任者にその旨を報告しなければならない。
- 4 統括責任者は、前項の報告があった場合は、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講じるものとする。

(監査)

第13条 統括責任者は、本学の輸出管理が、外為法等並びにこの規則及びこの規則に基づく定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、遵守状況の監査を定期的に行うものとする。

(教育)

第14条 統括責任者は、外為法等並びにこの規則及びこの規則に基づく定めへの遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、職員等に対し、輸出管理の教育を計画的に行うものとする。

- 2 職員等は、リスト規制貨物及びリスト規制技術を保管又は使用する研究室等を利用する学生等に対し、外為法等並びにこの規則及びこの規則に基づく定めへの遵守についての理解を深めるために、必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第15条 職員等は、輸出管理に必要な書類を事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 職員等は、輸出管理に係る文書及びその電磁的記録媒体を、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、7年間保管しなければならない。

(報告)

第16条 職員等は、外為法等若しくはこの規則又はこの規則に基づく定めに対する違反の事実又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに統括責任者にその旨を報告しなければならない。

- 2 統括責任者は、前項の報告があった場合は、当該報告の内容を調査し、外為法等若しくはこの規則又はこの規則に基づく定め違反及び違反しているおそれがある事実が判明したときは、遅滞なく最高責任者にその旨を報告しなければならない。
- 3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するほか、遅滞なく関係行政機関等に報告するとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第17条 輸出管理に関する事務は、研究・地域連携課において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月9日から施行する。